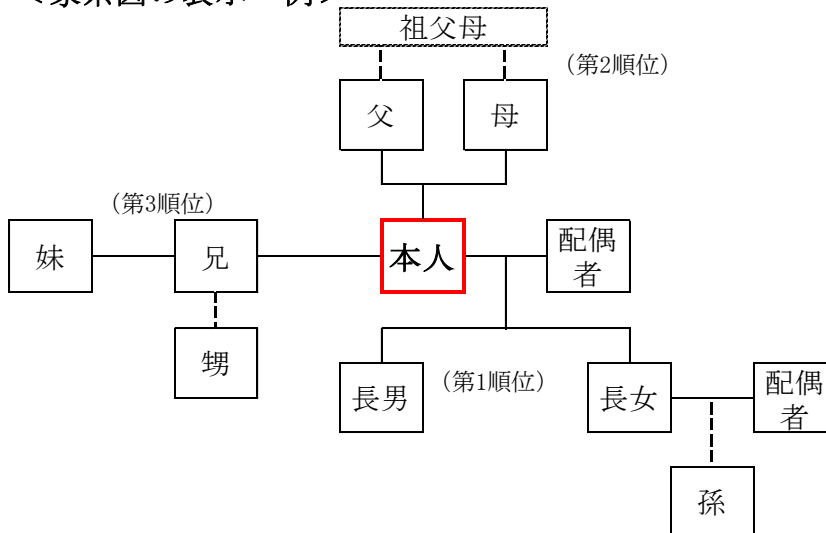


「法定相続人の確定」と「相続財産の調査範囲」は・・・

1. 「法定相続人の確定」について

以下の表（家系図例）を参考にして考えてみます。

＜家系図の表示・例＞



以下、法定相続人と法定相続割合は次の考え方で確定します。

条件（本人からみて）	法定相続人	法定相続割合	補足説明
配偶者と直系卑属がいる	配偶者と子	配偶者1/2・直系卑属1/2（表の例では長男・長女1/4づつ）	子が本人よりも先に死亡していた場合は、孫に代襲します（表の例では長女の子）。また、養子、認知した非嫡出子、前妻の子も実子と同じ扱いです。
配偶者はいないが、直系卑属のみいる	直系卑属	直系卑属100%（表の例では長男・長女1/2づつ）	同上
配偶者はいるが、直系卑属なし、直系尊属はいる	配偶者と直系尊属	配偶者2/3・直系尊属1/3（表の例では、父・母1/6づつ）	両親がいなくても祖父母がいる場合は、祖父母が法定相続人になります。また、養親と実親は同等の立場になります（普通養子縁組の場合）。
配偶者はいるが子なし、直系尊属もなし、兄弟はいる	配偶者と兄弟	配偶者3/4・兄弟1/4（表の例では、兄・妹1/8づつ）	兄弟が本人よりも先に亡くなっていた場合は、甥姪に代襲します（表の例では兄の子）。なお、半血兄弟の相続分は実兄弟の1/2です。
配偶者のみいる。他、血族等はいない	配偶者	配偶者100%	
直系尊属のみいる。配偶者や他の血族等はいない	直系尊属	直系尊属100%（表の例では父・母1/2づつ）	養親と実親は同等の立場になります（普通養子縁組の場合）。

2. 「相続財産の調査範囲」について

相続財産の調査範囲は以下を参考にしてください。注意しなければならないのは、必要に応じ「マイナスの財産」部分の調査も重要ということです。各相続人が「相続放棄」を検討する場合、大切な情報となるからです。なお、遺産分割において、「マイナスの財産」の財産分けの相続人間合意は、対象の債権者に対しては法的な効力がないことに注意が必要です。

＜主な相続財産一覧表＞

プラスの財産（権利）	マイナスの財産（義務）
現金	住宅ローン等の残債（団信なし）
預貯金 ※デジタル遺産含む	クレジット・キャッシングの等の残債
不動産（土地・建物） 貸人としての権利含む	※賃 上記以外の金銭債務
借地権	病院代・施設利用費
自動車	租税債務
株式等有価証券、出資金、積立金	保証債務
生命保険契約等 （受取保険金ではないことに注意）	賃借人としての債務
建物更生共済	損害賠償債務
ゴルフ・リゾート会員権	その他（承継財産として弁済の義務があるもの）
地上権、区分地上権	
信託受益権	
無体財産権	
損害賠償請求権・慰謝料請求権	
その他（一身専属権以外で金銭的価値のあるもの）	